

適格請求書等保存方式の開始に係る区内中小企業の支援について

令和5年10月から適格請求書等保存方式（以下「インボイス制度」といいます。）が開始されることにより、多くの区内中小企業に影響が生じることが見込まれます。区では、区内中小企業が、インボイス制度について正しく理解した上で、それぞれの実情に応じた適切な対応ができるよう、専門家との連携による無料相談等の支援を行います。

1 インボイス制度について

これまで、事業者が仕入税額控除の適用を受けるためには、帳簿や請求書等を証拠書類としていましたが、令和5年10月からのインボイス制度導入後は、「適格請求書等（以下「インボイス」といいます。）」が仕入税額控除適用の証拠書類となるため、事業者は仕入れの際、取引相手にインボイスの発行を求めることとなります。

インボイスを発行するためには、税務署において所定の手続きを行い、適格請求書発行事業者（以下「インボイス発行事業者」といいます。）となることが必要です。

これまで、免税事業者（前々年の課税売上高が1,000万円以下）については、消費税の申告及び納付を行う必要がなく、取引相手からの支払分は消費税を含め自身の収入とすることが可能でしたが、インボイス発行事業者になると、課税売上高が1,000万円以下であっても消費税の申告・納付が必要となります。

一方、インボイス発行事業者にはならず、免税事業者として事業を継続する場合、インボイスの発行ができないため、受注が減少する場合があります。

2 インボイス制度に関する区内中小企業の状況について

国は、令和3年10月から、インボイス発行事業者の登録受付を開始するとともに、説明会の開催や、説明会の動画配信などにより周知を図っています。

一方で、区が行っている経営相談等で、区内中小企業においてはインボイス制度の内容について未だ理解が広がっておらず、対応について未着手の事業者が多いことが分かっています。

3 区内中小企業の支援について

区内中小企業がインボイス制度について正しく理解した上で、それぞれの実情に応じて免税事業者とインボイス発行事業者のいずれかを適切に選択できるよう、説明会や無料相談を実施します。

(1) インボイス制度に関する説明会

税務署との連携により、区内中小企業を対象とした制度説明会を、令和4年9月頃を目途に開催します。開催日程や会場等の詳細については、今後、税務署と協議します。

(2) インボイス制度に関する無料相談

税理士会との連携により、区内事業者がインボイス制度に関して税理士に直接相談できる無料相談ブースを設置します。

ア 概要

- ・税理士会に委託し、産業振興課の相談ブースに税理士の派遣を受けます。
- ・派遣された税理士が、事業者からインボイス制度への対応について相談を受けます。
- ・相談は原則、予約制とし、産業振興課が事業者から予約を受け付けます。

イ 設置期間・回数

令和4年10月から令和5年3月まで、週2日（月曜日及び金曜日）

ウ 設置場所

札の辻スクエア8階 産業振興課相談ブース

エ 相談時間

午前9時から午後4時まで ※1コマ60分（1業者につき最大1時間まで）

4 スケジュール（予定）

令和4年	6月	区民文教常任委員会 令和4年第2回港区議会定例会（補正予算）
	7月～	税理士会と契約締結 税務署との調整
	9月	説明会の開催 無料相談ブース周知、予約受付開始
	10月～	無料相談ブース開設